

## 質疑要旨

自立支援事業や就労支援における検証、また、生活困窮者から生活保護者になってしまう主な要因は。

---

## 答弁要旨

生活困窮者の自立支援は、「しごと・くらしサポートセンター尼崎」で平成28年度824人の新規相談をお受けし、関係機関と連携しつつ就労支援等を実施した結果、116人が就職し、就労定着での支援終了が73人と前年度から増加しております。

また、生活保護受給者への就労支援につきましても、平成28年度、支援対象者628人に寄り添い型の丁寧な支援を実施した結果、287人が就労に結びつき、50人が自立による保護廃止に至るなど、同じく前年度以上の実績となっており、引続きこれらの取組を促進してまいります。

次に、生活困窮者から生活保護に至る要因は、特に高齢者で無収入や、年金収入が少ないという人からの相談が増加する中、高齢者向けの求人が少なく、職とのマッチングが困難なことから就労できず、生活保護に頼らざるを得ないという要因が大きいものと考えております。

以上

質疑要旨 生活保護費の不正受給の発生原因及び徴  
収金の回収対策について

---

答弁要旨

平成28年度の生活保護法第78条に基づく徴収金、すなわち不正受給の決定件数は279件で、その内訳は就労収入191件、年金受給46件で全体の約8割を占めており、その多くはケースワーカーの訪問活動や課税調査で把握し、徴収決定を行っています。

徴収金の対象となる資産は、消費している場合が多く、徴収決定後も、調定額に対して収入未済となる割合が大きくなっておりませんが、一括納付できない場合、少しずつでも徴収金を回収するため、分割による納付を承認し回収を図っております。

この場合、生活の維持に支障がない範囲での回収となることから収納未済額を劇的に改善することは困難であります。今後不正に対しては厳正な対処や納付指導を行うとともに、生活保護受給者に対し、保護開始時や年度当初の訪問時に、適切な申告等を周知し、不正受給自体の抑制に繋げていきたいと考えております。(以上)

## 質疑要旨

医療扶助費の増加について、主な要因と今後の取り組みは。

---

## 答弁要旨

医療扶助費は毎年度、増加傾向にありますが、平成28年度の増加要因としては、入院医療では短期入院での集中治療や高額薬剤の治療対象の拡大、入院外医療では高齢者世帯の増加などが、主な要因と考えております。

これまでも、医療扶助に関しては、長期入院の方への退院支援や3ヶ月間、月15日以上通院している頻回受診について調査し、15日以上の受診を要しない者への指導など、適正化に取り組んできております。

また、後発医薬品の利用促進に関しては、これまでも、生活保護受給中の全世帯へのリーフレット配布の他、保護決定時の制度説明や年度当初の訪問時の自立更生計画書裏面で収入申告義務等の確認とともに、医師が可能と判断した場合は、後発医薬品を原則、使用するようお願いしているところです。

(次ページに続く)

後発医薬品の使用割合については、平成 28 年 6 月 65.3%、平成 29 年 1 月 68.1%、平成 29 年 5 月 69.0%と少しずつ増加しており、平成 29 年度は、特に先発医薬品を多く使用している被保護者に対し、後発医薬品の使用促進の協力依頼を集中的に行っていく取り組みの準備を進めているところです。

今後も、高齢者の増加に伴い医療扶助の増加傾向は続くものと思われませんが、引き続き、医療扶助の適正な実施に取り組んでまいります。

以上

別府議員 1004 作成部局 経済環境局 No.1

質疑要旨 エーリックへの平成 29 年度の短期貸付の金額・金利、また同社の平成 28 年度の決算状況はどうか。

---

#### 答弁要旨

エーリックへの貸付金につきましては、平成 29 年度も実施しており、平成28年度より2千万円減額して、金額は6億6千万円、年利は0.1%でございます。

また、28年度の同社の決算状況につきましては、高い入居率を維持しており、売上高、経常利益ともに近年とほぼ同水準で推移しており、単年度黒字を計上しております。

以上

質疑要旨 (株)エーリックへの短期貸付をやめる基準はどうか。また同社への補助金が短期貸付に係る利子の補てんに見えるがどうか。

---

### 答弁要旨

株式会社エーリックにつきましては、産業育成支援機関として、インキュベーションセンターの設置とリサーチコアの中核的な役割を担う主体として、本市が中心となり設立した経緯があります。

同社への短期貸付につきましては、設立直後から、バブル経済の破綻の影響等による厳しい経営状態が続いたことから、収支不足を補うために行ってきたものでございます。

こうした経緯等を踏まえますと、直ちに資金の貸付を廃止することは、設立にご協力いただいた 122 名の株主の皆様や、インキュベーションセンターに入居いただいている多くの事業者への影響は大きいものと考えられることから、当面、貸付は必要であり、現時点では、この廃止基準をお示しすることは困難であると認識いたしております。

(次頁に続く)

また、エーリックに対する補助金につきましては、同社の設立趣旨である産業育成支援として実施する事業等に対し交付しているもので、補助金は、その事業経費の一部に充当されているものです。一方、短期貸付金の利子につきましては、同社の賃貸事業を中心とする事業活動で得た収入をもって本市への支払いに充てられており、補助金の使途と利子の原資は異なるものと考えております。

以上

別府議員 1006 作成部局 経済環境局 No.1

質疑要旨 エーリックへの短期貸付やオーバーナイト貸付  
をやめることができない理由は。

---

答弁要旨

ご指摘いただいております貸付金につきましては、先程もご答弁申し上げましたとおり、本市が同社の設立に主体的に関わった経緯や同社の収支状況、さらには、設立に関与いただきました株主の皆様や入居事業者の方々への影響を踏まえますと、当面の間、貸付支援は必要であると考えております。

以上

質疑要旨 エーリックへの短期貸付について、どうすれば  
長期貸付に切り替えることができるか。

---

### 答弁要旨

エーリックに対する短期貸付金6億6千万円を長期貸付金に切り替えることについてのお尋ねでございます。

同社の経営につきましては、損益収支面では平成 20 年度以降黒字が続いておりますが、一方で、施設の老朽化に伴う改修の必要性から資金需要の増加が見込まれるといった状況でございます。

また、エーリックに対する短期貸付につきましては、現状では毎年度の貸付額の協議に基づき、徐々に減額してきているところでございます。

そうしたなか、長期貸付への切り替えにつきましては、長期的な施設改修計画や資金収支見通しに係る協議に加え、市の財政負担への影響についても検証していく必要があると考えております。

以上